

第三帝国の社会史と「経済の脱ユダヤ化」

山 本 達 夫

はじめに：SOPADEの報告

1938年夏、ドイツ国内では新たな反ユダヤ行動がくりひろげられていた。なかでもユダヤ人が経営する商店が攻撃され、店舗の破壊と略奪、「ユダヤ商店jüdisches Geschäft」の登録と印付け、ボイコット、さらにユダヤ人経営者への暴行、逮捕・連行など、その規模と広がりはいまだかつてないものであった。当時ドイツ国内には、1933年のナチ党による政権掌握以来、非合法化されていたドイツ社会民主党の関係者が潜伏していて、日々目のあたりにする反ユダヤ行動の実態を、プラハのSOPADE（ゾパーデ＝亡命社会民主党）本部に報告していた。SOPADEは機関誌『ドイツ報告』⁽¹⁾に「ユダヤ人に対するテロ」という項目を設け、この新しい大規模な反ユダヤ行動の実態を報告するとともに、その原因分析をこころみている。

この新たな、度を越えた残虐さで行なわれたユダヤ人迫害の動機は何なのか。この問いに答を出すのは困難である。確かなことは、この独裁体制がその活発な宣伝機構を維持し、増大する経済的困難を説明するために敵を必要としているということだ。「全ユダヤAlljuda」をこの敵に仕立て上げることほど楽で安全なものはない。だが、この説明では十分ではない。将来、何か面倒なことが起きたら責任転嫁できるよう、この種の「敵」を少しは国内に留めおこうという配慮がなされているようにはみえないからだ。この政府はむしろ、ユダヤ人を一人残らず追い払おうとしていたように思える。

ユダヤ人財産を没収することで国家が手に入れ

平成17年9月26日受理

る収入は、たしかに現時点では緊急に必要なのだが、その意義は過大評価されてはならない。ユダヤ資本はすでに広範囲にわたって台無しにされているのだし、またアリア化によって、以前には利益をあげていた企業が赤字経営に転落させられることもしばしばだからだ。

結局のところ、ユダヤ人の追放もドイツの戦争準備の一部分なのだ。戦争となれば、政府はユダヤ人をあてにはできない。だからといって40万人のユダヤ人を一人残らず捕まえたり殺したりというのはとてもできない相談だ。となるとユダヤ人がさっさとこの国から追い出されるというのが一番である。しかしこの見解にしても、それだけでは決定的ではないかもしれない。というのも、国外移住に際しての税法上・外国為替法上の規定をほんのわずかでも緩めればユダヤ人の国外移住を格段に加速できるのに、この政府はそうしていないからである。

純粹に合理的な原因の探求には限界がある、ということに折り合いをつけねばなるまい。つぎに示す法律や命令のいくつかは激烈な人種憎悪によってしか押しつけることのできないものであり、これは理性的な解釈の手に負えないものである。倦むことなく敗者と弱者を打ちすえる嗜虐性、ちなみにナチズムはユダヤ人以外の人びとにもこの嗜癖をあらわにしたのであるが、これは客観的な観察者の理解を超えるものだ。この嗜虐性の存在はそれとして認めた上で、その時どきの効果を書き記していくほかないだろう。⁽²⁾

SOPADEの報告者がいうように、1938年夏の反ユダヤ行動は本当に合理的な解釈の手に負えないものだったのだろうか。ナチズムのユダヤ人政策

をひとつの完結した歴史事象として考察できる立場にいる我われは、今これにどのような答えを用意できるのだろうか。

じつはSOPADEの報告者が目の当たりにした一連の反ユダヤ行動は、経済の脱ユダヤ化とよばれる政策過程とふかく関わっていた。報告中の「新たな、度を越えた残虐さで行なわれたユダヤ人迫害」は、第三帝国のユダヤ人政策において1937末から38年初頭にかけて頂点に達した経済生活からのユダヤ人の排除という特徴的な局面に位置づけられるものである。小論では、最近のナチズム・ホロコースト研究の成果をふまえつつ、経済の脱ユダヤ化を第三帝国の社会史研究の枠中でどうとらえるべきかを論じたい。

1. 経済の脱ユダヤ化

経済の脱ユダヤ化Entjudung der Wirtschaftとは、第三帝国で行なわれた、経済活動・経済生活からのユダヤ人およびいわゆるユダヤ経営jüdischer Betriebの排除を意味するナチ用語である。この排除は当初、比較的無秩序に行なわれていたが、のちに一定の政策として合法的、組織的に展開された。政策としての経済の脱ユダヤ化は、具体的にはユダヤ経営の閉鎖または清算、もしくはドイツ人への経営所有権の譲渡（アーリア化Arisierung）という形で実施された。ユダヤ人ならびにユダヤ経営、とくに営業経営Gewerbebetrieb⁽³⁾に対する迫害・攻撃は、1933年のナチ党による政権掌握直後から個別行動Einzelaktionとして一般に繰り返され、それらが結果的にユダヤ経営の移譲や閉鎖につながることも少なくなかった。しかし一般的には、ナチたちはユダヤ人に対する措置を講じるにあたって、きわめて厳格に法的基礎を尊重した。なぜなら単なる儲け願望は、社会的諸関係さらには市民財産状況を危険にさらすおそれがあり、そのため「合法的」な手続きによる規定がなされる必要があったからである。このことは他方で経済の脱ユダヤ化がドイツ社会の広範囲にわたって徹底的に行なわれた要因ともなっていた⁽⁴⁾。

第三帝国指導部が経済の脱ユダヤ化を経済社会政策の一環として組織的に整然と遂行することを目的として、積極的にこの問題に関与しはじめたのは1937年後半以降であった。国家の介入は1938

年春から夏にかけて頂点を迎え、ほぼ同年のうちには、それまで存在していたユダヤ経営の大半はドイツ経済社会から、少なくとも目に見える形では姿を消した。先のSOPADEの報告者が目の当たりにしたのは、まさにこの政策が遂行されるままなましい現場だったのである。

経済の脱ユダヤ化の大波が押し寄せた1938年は、第三帝国のユダヤ人迫害、ユダヤ人政策の歴史においても特別な位置を占めていた。ドイツ・ユダヤ人全国代表部は、1938年度の活動報告の中で、「1938年はユダヤ人の運命において歴史的な転換点を意味している」と総括している。他方ドイツ外務省も1939年1月、「1938年度の外交政策の要因としてのユダヤ人問題」と題する報告書の冒頭でつぎのように記していた。「運命の年1938年が、大ドイツ思想の実現と時を同じくしてユダヤ人問題をその解決に近づけたのは、おそらく偶然ではないであろう⁽⁵⁾。祖国ドイツに留まる最後のよりどころであった生活基盤を失ったユダヤ人にとって「ユダヤ人のいないjudenfrei」社会が急速に立ち現われた1938年が「歴史的な転換点」となった一方、同年3月に懸案のオーストリア合邦を実現させた第三帝国指導部は、ユダヤ人が社会的経済的な影響力をほぼ失い、これと並行して強制的な国外移住政策が動き出した状況に「ユダヤ人問題」の解決を見てとったのであった。しかし実際には、経済生活から排除されて貧困化した大量のユダヤ人が残留したことで、国外移住（＝追放）政策は行き詰まる。経済の脱ユダヤ化の進行とともにドイツ全体が巨大なゲットーと化したのである。数年後の東方占領地におけるゲットー政策の破綻と強制移送・絶滅政策の展開までを視野に入れて考えるとき、経済の脱ユダヤ化政策は、第三帝国のユダヤ人政策の全体の流れの中でも重要な「転換点」をなしていたといえるのである。

2. 第三帝国におけるユダヤ営業経営の運命

経済の脱ユダヤ化の大波が押し寄せた1938年は、ドイツ・ユダヤ人にとってどのような意味で「歴史的な転換点」だったのか。ここでは経済の脱ユダヤ化の実態を、ゲティンゲン市を対象に分析したブルンス＝ヴェーステフェルトの「脱ユダ

ヤ化」に関する実証研究⁽⁶⁾によりながら、「運命の年1938年」の意味を数字の上から確認しておきたい。

ドイツ中部、ヒルデスハイム行政区の南部に位置する大学町ゲティンゲンは、1933年現在の人口が4万7149人、うちユダヤ人は429人（ただしナチ体制の定義による「非アリア人」は491人）で、全住民に占めるユダヤ人の割合は0.91%（「非アリア人」の割合は1.04%）であった。これは1933年現在のプロイセン州人口に占めるユダヤ人の割合（0.91%）と同程度で、全ドイツ人口に占めるユダヤ人の割合（0.77%）よりも若干高い。

ユダヤ人住民429人のうち、就業者は240人であった。〔表1〕はゲティンゲンにおける就業者の職業業種と社会的地位の構成を示したものである。大学町であることを反映して、ユダヤ人就業

表1：ゲティンゲンにおける就業者の職業・社会構成（1933年）*12)

	全住民		ユダヤ人	
	絶対数	割合	絶対数	割合
工業・手工業	4,448	28.0	11	4.6
うち自営			8	3.3
うち従業員			3	1.3
商業・流通業	5,116	32.2	147	61.3
うち自営			87	36.3
うち家族			17	7.1
うち従業員			43	17.9
官吏・サービス業	4,465	28.1	69	28.7
うち自営			12	5.0
うち官吏			20	8.3
うち職員			37	15.4
農林業	2,595	16.3	—	—
家事奉公	293	1.8	13	5.4
合計	15,894	100.0	240	100.0

者の中では大学関係者が比較的が多いことがひとつの特徴となっている。全就業者のうち45人が大学関係者（プロフェッソア、助手、職員）で、これは官吏・サービス業の3分の2にあたる。また大学関係者と自由業（法曹関係者、医師、歯科医師）で全体の29%を占めている。他方「商業・流通」関係が全体の61%を占めている点は、全国的な職業分布に近い。〔表2〕のユダヤ人就業者の構成を参照⁽⁷⁾つまりユダヤ人就業者の大半は中間層の営業で生計を立てていたことになる。ここでは自営の商人としての活動が優先されており、「商業・流通業」の項目におけるユダヤ人就業者は、例外なく商業で働いていた。

表2：ユダヤ人就業者の構成と工業・商業部門の自営業者の割合（1933年）*13)

	ドイツ全体	ユダヤ人	ユダヤ人の比率	自営業者の比率(全ドイツ)	自営業者の比率(ユダヤ人)
農業	28.9	1.7	0.04		
工業・手工業	40.4	23.1	0.43	11.6	34.7
うち食料品関係	5.0	4.4	0.65	15.1	37.3
うち衣料品関係	4.6	9.2	1.49	32.2	37.6
商業・流通業	18.4	61.3	2.48	21.2	51.6
うち商業	10.0	57.0	4.25	30.7	53.0
官吏・自由業	8.4	12.5	1.11		
家事奉公	3.9	1.4	0.27		
総計	100.0	100.0			

1933年初頭の時点で、ゲティンゲンには2,410件の営業経営があった。ユダヤ人経営の営業経営は97件（全体の4%）で、そのうち81件が商業部門に属していた。その内訳は、卸売業が30件、小売業51件であった。〔表3〕はゲティンゲンにおける商業部門におけるユダヤ経営の分布状況を示したものである。これをみると、数字の上では中

表3：ゲティンゲンにおける商業部門経営の分布状況（1933年）*14)

		経営総数	ユダヤ経営	ユダヤ経営の割合(%)
		卸売業		
	食糧・嗜好品	40	11	28
	原料・半製品	24	6	25
	完成品	24	6	25
	家畜	16	7	44
小売業				
	全品目	14	4	29
	食糧・嗜好品	268	4	1
	衣料品	105	21	20
	家庭用雑貨	25	—	—
	機械・乗り物	15	—	—
	薬品・化粧品	33	1	3
	その他	101	3	3
	行商	21	1	5
	商業代理、商業仲介・不動産	184	14	8
	金融・保険	43	3	7
総計		834	81	10

小の衣料小売業の商店所有者が最も多いが、卸売部門にも多くのユダヤ経営があったことがわかる。

ユダヤ人の職業生活に特徴的だったのは、経済的独立性である。ゲティンゲンではユダヤ人就業者のほぼ半数（45%）が自営業者であった。自営業者の比率はとくに工業・手工業、商業分野において際立って高く、前者では73%、後者でも約6割が自営であった。ゲティンゲンの全就業者に対する自営業者の割合がわずか17%であったことを考えると、ユダヤ人の自営率の高さは際立っていたといえる。全国的にも確認できるユダヤ人の独立志向（〔表2〕参照）の原因としては、周囲のドイツ人たちとの不必要な摩擦を避けたいがために、小さいながらも一国一城の主として自営業者になるか、ユダヤ人経営者に雇用されることを希

望したことなどが考えられる。⁽⁸⁾

ゲティンゲンにおけるユダヤ人就業数240人は、同市の全就業者の1.5%に相当する。この数字は同市のユダヤ人人口比（1.04%）をわずかに上回る程度であるが、経営の所有率（約4%）は人口比をはるかに上回り、とくに商業部門ではユダヤ人所有の経営は経営全体の10%を占めていた。

ユダヤ人がその総人口比よりも大きな割合で関与していた営業部門は、経済的な権力要素ではなく、ましてや政治的な権力要素でもない。にもかかわらず、ユダヤ人の経済活動はゲティンゲン市では目立つものであった。彼らの経済活動は人びとが日ごろひんぱんに接触する分野で営まれており、人びとは日常生活のさまざまな事についてユダヤ人と関わりをもっていたのである。⁽⁹⁾このことはまた、店舗（営業経営）がユダヤ人たちの最重要の生活拠点であったことを示している。

〔表4〕はゲティンゲン市と、同じく大学町として有名なマールブルク市およびハイデルベルク市におけるユダヤ人所有の営業経営数の推移を示したものである。ここには第三帝国においてユダ

表4：ユダヤ営業経営数の推移*15)

	1933年	34年	35年	36年	37年	38年	39年	40年
ゲティンゲン	97	78	70	59	51	44	2	0
マールブルク	61	52	46	36	26	19	0	-
ハイデルベルク	141	119	110	97	87	74	12	2

ヤ経営がたどった運命の平均的な姿を見てとることができる。ナチ党による政権掌握後、さまざまな迫害・妨害にさらされるなかで、ユダヤ営業経営が営業を継続していくことが非常に困難であったかがわかる。そこにはさらに、ユダヤ経営の数が年とともに断続的に減少していく中で1938年が明確な「転換点」となっていることも確認できよう。ドイツ在住のユダヤ人のうち、商・工・流通業関連の営業経営で生計を立てていた60~70%の人びとに、約20%の年金生活者を加えると、ほぼ9割の人びとが1938年までに事実上、生活基盤・生存手段を失ったのである。「運命の年1938年」は、文字どおり「ドイツ・ユダヤ人の財政の死 Finantzod der deutschen Juden」⁽¹¹⁾をもたらしたのであった。

経済の脱ユダヤ化は、近代ドイツ史上、旧東ドイツ地域で1945年以降に行なわれた所有権剥奪が

かろうじてその規模で上回る、極めて大規模な所有権の移動のひとつであったといわれている。⁽¹⁶⁾「ユダヤ人の陰謀」としての1918年革命とその成果の克服を最重要の政治目標にかかげた第三帝国指導部にとっても、大規模な所有権の変動をもたらす経済の脱ユダヤ化は、慎重な対処を要求される大胆な政策であった。この政策の遂行は、資本主義秩序を根底からゆるがす大問題に発展する危険性をはらんでおり、反ユダヤのイデオロギーを前面に出すだけでは、到底対応できない問題だったからである。経済の脱ユダヤ化の実務的手続きに関する当時の法令注釈書のある編集者は、「国民社会主義国家は、ドイツ経済におけるユダヤ人の活動を規定することによって、まったくの新天地に足を踏み入れたのである⁽¹⁷⁾」と記し、この政策のすそ野の広がりには注意をうながしている。

一般に第三帝国のユダヤ人政策というと、ホロコースト（ユダヤ人絶滅政策）が想起されることが多い。これに対してある研究者はつぎのように述べている：法経済政策的に複雑な経済の脱ユダヤ化「アーリア化」の遂行に費やされる時間や労力、才能や知識、それに一般市民の協力者の数は、人間のたんなる移送や虐殺であるホロコーストの場合よりも、はるかに大きかった・・・結局のところ、アーリア化で問題となったのが有価物であり、その存続を隠蔽しなければならなかったのに対し、他方、絶滅収容所においては、人間をただ消すだけでよかったのだから。⁽¹⁸⁾

じっさい経済の脱ユダヤ化は社会・経済の広範囲におよぶ政策であり、第三帝国の多くの組織、部署がこれに関与していた。1938年に出された法令⁽¹⁹⁾で定められた上級行政官庁höhere Verwaltungsbehördeをはじめ、郡長、市行政部、警察、行政裁判所、税務署、商工会議所、手工業会議所、ナチ党大管区経済顧問Gauwirtschaftsberater:GWB、ドイツ労働戦線DAF、全国食糧身分、公証役場などが多かれ少なかれこの問題に関与し、ユダヤ経営とユダヤ人の運命を決定していったのである。またアーリア化は、第三帝国の国策として強制的に遂行されたのではなく、政治的・社会的な過程として、そこに何百万ものドイツ人たちの直接間接の関与があつてはじめて可能になった。それには膨大な処理時間と労力が費やされ、

専門知識・才能が動員され、一般市民の中から必要な協力者を見つけ出さなければならなかったのである。⁽²⁰⁾

第三帝国におけるユダヤ人迫害の重要な局面であった経済の脱ユダヤ化は、ドイツ在住のユダヤ人の運命とともにドイツ経済社会に大きな変化をもたらした。かつてはどこの町でも普通に見られたユダヤ商店が跡形もなく姿を消してしまった今日のドイツの街路景観は、それを端的に語るものである。にもかかわらず、経済の脱ユダヤ化の問題は、これまでドイツ現代史研究において独立したテーマとして論じられることはほとんどなかった。実際的な理由としては、この問題に関する史料の一部が比較的最近まで研究者の利用に供されなかったことがあげられる。しかし圧倒的なホロコーストの現実の前に、絶滅政策以外の政策がすべて絶滅政策に収斂するものとして考察する、あるいは付随的・周辺的に取りあつかわれてきたこととも無縁ではない。⁽²¹⁾ いうなれば、それ自体としても十分深刻な犯罪が、それよりも一層重大な犯罪にのみこまれたために、後景に退いてしまったのである。そこで以下、この点を研究史の流れの中で検討し、問題点を整理しよう。

3. 研究史の検討

奇妙なことに第三帝国のユダヤ人政策の研究は長いあいだ先のSOPADEの報告者の立場、つまりナチズムの激越な反ユダヤ主義の存在をそれはそれとして認め、その時どきの効果を書きしるす、という立場を受け継いできたように思う。そしてこれには理由がある。第三帝国のユダヤ人政策の研究という場合、その原点はホロコースト（ユダヤ人絶滅政策）であった。そしてホロコーストの圧倒的な現実、のちの研究にひとつの明確な方向性を付与することになった。つまりホロコーストの現実があまりにも非日常的なものであったので、その原因も非日常的・非現実的、もしくは非合理的なものの中に探し求められたのである。

最初、それは「ヒトラーの反ユダヤ主義」に求められた。戦前におけるヒトラーの狂信的な反ユダヤ的アジ演説、それに駆られた突撃隊員やナチ党員による街頭での公然たる反ユダヤ行動の蛮行は、人びとの記憶になおなまなましく、ホロコー

ストは漠然と、これら一連の出来事の延長線上におかれたのである。

「ユダヤ人問題の最終解決」を起点として過去の歴史の中に次つぎと「根源」が探し求められていったのは、いわば当然のなりゆきであった。反ユダヤ的などんなささいな言辞でも、ドイツ史をさかのぼって探し出され、ホロコーストとの因果関係の中でとらえ直されていったのである。近代反ユダヤ主義が出現した19世紀半ば以降のドイツにおける反ユダヤ主義的な言辞やさまざまな社会現象は、ホロコーストに直結するものと解釈された。このような解釈を可能にしたのは、「反ユダヤ主義」というものを、あたかも時空を越えて偏在する抽象的な存在であるかのように誤って理解したことである。

「ユダヤ人の存在が解決されるべき問題として意識される」ようになったことが、近代反ユダヤ主義の始まりであるといわれる。⁽²²⁾ しかしこうした意識が生じたのは、一定の歴史的・社会的な諸条件のもとにおいてであった。社会現象としての反ユダヤ主義がいかなる具体的な形態をとるのか、いかなる現われ方をするのかは、すぐれて歴史被制約的なものであり、それ自体ひとつの歴史的な過程である。この意味において、反ユダヤ主義はそれぞれの時代に特有なものであり、時代の特殊な要請の中から生まれるものである。⁽²³⁾ フォルクフが適切にのべるように、「ナチズム以前に存在した反ユダヤ主義は、なるほど指摘し得る連続性という次元においては、ナチズムの政権掌握とそのユダヤ人政策の重要な『背景』として見なすことはできるが、しかしその現象の『説明』として、ましてや『完璧な説明』と考えられてはならない」のである。⁽²⁴⁾

従来、第三帝国のユダヤ人政策の研究は政策の展開過程の分析を軸にすすめられてきた。これは、第三帝国のユダヤ人政策遂行に関わった諸機関、なかんずく親衛隊を、ヒトラーの反ユダヤ主義的意志の直接的な執行者としてとらえたことと関わっている。そこで問題になったことはもっぱら、ユダヤ人絶滅政策にいたる、あるいはいたらざるをえなかった経緯を、ユダヤ人政策の枠内で政策決定史として示すことであった。

政策決定史の研究手法は、第三帝国のユダヤ人

政策をいくつかの段階に分けて考えるというものだった。まず政権掌握直後のユダヤ人経営の商店のボイコット行動があり、続いて官吏層再建法によって先鞭を付けられた一連のユダヤ人の法的定義付の試みと、ニュルンベルク法に代表される公生活からの排除の段階がこれに続き、つぎがアーリア化と呼ばれる経済活動からのユダヤ人の排除ならびにユダヤ人財産の奪取の段階、そして最終的に強制国外移住、強制移送・強制収容の段階にいたる、というものである。⁽²⁵⁾

ユダヤ人政策の段階設定と並行してすすめられたのが、ひとつの段階からつぎの段階へと政策が進んでいく、その過程についての研究である。政策を一段階すすめる原動力となっていたものは何か。当初ヒトラー個人の強烈な反ユダヤ主義をその答えとして挙げていた研究も、ヒトラーの意志を具体的に遂行する諸機関・組織が視野に入ってくるようになるにつれて政策決定・遂行における多元性という問題に直面せざるをえなくなり、ユダヤ人政策史の研究は、第三帝国の支配構造についての一定の了解のもとでしか論じられない性格のものとなった。

1970年代後半からドイツ連邦共和国を中心として展開された著名な論争は、ユダヤ人政策に関していえば上述のようなことが背景にあった。私は、いくぶん長く続いたこの論争には、第三帝国のユダヤ人政策の研究を学問的に進化させるという点では、肯定的な側面のほかに、否定的な側面ないし限界があったと考えている。

まず肯定的な面としては、この論争が主として第三帝国の意図主義的および機能主義的な解釈をめぐるものであったこともあって、ヒトラーの世界観の一要素として広く理解されている反ユダヤ主義が論争的になったことが挙げられる。その結果、論争の過度の白熱化という側面を除いても、この異なるふたつの立場に立ついずれの側であれ、ユダヤ人政策を考察する上での視野を拡げることに貢献し、とくに絶滅政策の起源を多角的に考察する下地をつくった。⁽²⁶⁾

つぎに否定的な面としては、意図主義的アプローチはもとより機能主義的アプローチにしても、第三帝国における抽象的な反ユダヤ政策の存在を無批判に前提とし、これを議論の出発点としてい

たことがある。現時点から見れば、これは論争の性格からしてある程度避け難いものであったといえるかもしれない。しかしこの結果、ユダヤ人政策とこれを生み出し、これと有機的に結びついている個々の局面における社会構造との関連を見定めるという視点が軽んじられてしまい、あたかもユダヤ人政策が一定の社会経済的構造・状況とは無関係に、一方では「ヒトラーの反ユダヤ主義」(意図主義的解釈)の中で、他方では互いに競合する政策担当諸機関のあいだで「自立化」し(機能主義的解釈)、絶滅政策へと自己変容するものとして描かれてしまったのである。

意図主義的アプローチをとる研究者は、第三帝国のユダヤ人政策を過激化するものとはとらえず、「機が熟し展開していく過程 Reifungs- und Entfaltungsprozeß」と理解する。それは彼らが政策の進展を、ヒトラーの反ユダヤ主義の貫徹を「妨げるものが欠落していく Fortfall von Hindernissen」過程と見なしているためである。⁽²⁷⁾ 要するにここにおいては「機会だけが問題」⁽²⁸⁾なのである。

政策の過激化という点について機能主義的アプローチが示すモデルは、ヒルバークのように、独裁者の意図を最短コースで遂行する能力を備えた第三帝国の絶滅遂行機構そのものをその原動力と見なす立場、⁽²⁹⁾ 複数の政策担当機関の間の「派閥の消長」(H・ヘーネ)の中で、個々の局面で対的にもっとも力のあるものが他を押さえるというかたちで自らの政策を貫徹していく中で過激な政策が推進されていくというモデルを提示する研究、⁽³⁰⁾ 「諸機関のカオス Ämterchaos」が必然的に生み出す一定の機能を重視し、これが結果的に「累積的過激化」⁽³¹⁾をもたらしたとする立場などがある。⁽³²⁾

ただしこうした機能主義的な説明の仕方にもニュアンスや力点の置き方に相違はある。たとえばヒルバークの見るところでは、ナチ党員(ナチ主義者)によって行なわれた個別行動は、行政の次元からみると重要性はなく、行政過程における階梯を形成することはなかったとなっているが、⁽³³⁾ モムゼンの研究では、個別行動も含めた諸機関の活動の全体が、累積的過激化の原因として考察されている。ところが、このモムゼンのテーゼにして

も、全体的なカオスという無計画性の中から最終解決の起源がいわば「急場を救ってくれる神 Deus ex machina」のごとく出現せざるをえない疑似体系的な考察方法なのであり、なぜ混沌状態の中から最終的に特定の政策が選択されたのか、という問いに満足のいく解答を与えるものではない。⁽³⁴⁾

最後に、両者の論争に共通する限界を考えてみたい。結論を先取りしていえば、それは、この論争が基本的に戦後のホロコースト研究を規定した一般的前提の上に立って、それを承認した上で行なわれたということである。ホロコーストの潜在のかつ決定的な原因と見なされた（ホロコーストに行き着かざるを得ない）反ユダヤ主義の存在が暗黙の了解とされているために、両者ともクルカの指摘しているように、「イデオロギー的、あるいは政治的行政的諸決定が、あたかも社会的な真空状態のなかで下されたかのように」このテーマを取り扱っているのである。論争の方向が「歴史的な出来事の内容とその本質的な意義を探求することから、文書の日付や署名、片言隻語をめぐるうんざりするような言い争いに転じていった」⁽³⁵⁾のも、この論争が戦後のホロコースト研究が最初に設定した方向性を一貫して継承したためである。

意図主義的解釈、機能主義的解釈からするの論争を規定していた限界を乗り越えるためには、限界を画している諸要因を見定めた上で、第三帝国のユダヤ人政策を考察するための新しい視点を作らなければならない。限界を構成する要因として、つぎの三点をあげることができる。①ホロコーストを、非現実的・非合理的なものと考えたこと、②反ユダヤ主義を、反ユダヤ政策の唯一かつ直接の原因と考えたこと（「反ユダヤ主義一元論」）、⁽³⁷⁾③反ユダヤ政策を、他の諸政策・分野一般から切り離して考えたこと。

互いに関連する以上の要因を見定めたいうえで考察の視点を提示するならば、つぎのようになる。すなわち「ユダヤ人問題」「ユダヤ人政策」なるものの実態が、第三帝国の社会に内在する「ドイツ人問題」「ドイツ人政策」であったという視点である。この視点は、政策決定史的な見方、とくにその段階設定を否定する。なるほど第三帝国のユダヤ人政策は過激化の過程をたどっていったよ

うに見える。しかしこの過程を段階として理解するよりも、むしろそれを、それぞれの局面における社会構造の変化がユダヤ人政策の上に投影された歴史的状況の変化としてとらえる方が、具体的な史実に柔軟に向き合えるのである。たとえばシュロイネスは、第三帝国のユダヤ人政策の展開過程を柔軟に考え、単純な単線的移行ではなく、ひとつの政策が行き詰まると、そのつど弁証法的に新たな段階へ移行してくという図式を描いている。⁽³⁸⁾しかし彼は政策の段階設定を前提としているため、反ユダヤ主義が多くの場合、同時にさまざまな行動や政策となって現われた事実を矛盾なく説明できていないのである。

以上のことをまとめると次のようになる。すなわち、たとえばユダヤ経営をリストアップしてそれに標識をつけることよりも略奪の方がいっそう過激であるという観点よりも、「民族共同体の敵」に対する攻撃という社会現象が、さまざまな矛盾をはらんだ個々の局面における一定の社会条件のもとで、その矛盾への社会的反応、もしくは政策的対応として現われ、それらがあるいはボイコットであり、あるいは商店の破壊活動であったと考える方が、歴史解釈の手法として柔軟性に富み、かつ歴史的事実にもうまく対応できる、ということである。⁽³⁹⁾

政策が結果として過激化していったことについては、私はその原因は「ヒトラーの狂信的な反ユダヤ主義」にも、「官僚機構の全体」にも、「諸機関の競合による累積的急進化」にも求められないと考える。むしろ、新たな社会経済的緊張・矛盾が現われるたびに、そのつどユダヤ人やユダヤ人経営を標的とする措置が講じられた、あるいはそういう社会的攻撃の回路が存在したためである。歴史的に考察されなければならないのは、むしろこの回路を形成し機能させたドイツの社会構造である。逆説的にいうならば、第三帝国のユダヤ人政策の研究は、それが従来の研究がせまく措定してきた「ユダヤ人問題」「ユダヤ人政策」それ自体の研究でなければならないほど、その意味をより深く、より広い文脈の中で理解することができるのである。⁽⁴⁰⁾

むすび：第三帝国の社会史と「経済の脱ユダヤ化」

ゲッツ・アリ Aly, Götz は、「ホロコーストの経済」⁽⁴¹⁾という視点から、絶滅政策を東方占領地政策（経済政策、都市計画）全体の枠内で考察することを提唱し、先の両解釈からする論争で停滞ぎみだったホロコースト研究に新鮮な風を送り込んだ研究者として有名であるが、彼は最近の第三帝国のユダヤ人政策研究について次のように論じている：「ナチ・ドイツのユダヤ人政策が、直接『ユダヤ人問題』に関係する文書から解明されないということは、今日はっきりしている。むしろこの間、最終的に殺人的迫害政策に流れ込むにいたった多くの政治的、物質的利害が、研究の自明の構成部分となっている。こんにち、まじめな歴史家なら『ヒトラーの偏執狂』や『親衛隊の人種妄想』にヨーロッパ・ユダヤ人殺害の主たる責任、ましてや唯一の責任を負わせることはないだろう。」⁽⁴²⁾

アリのこうした提言は、1980年代以降の第三帝国の社会史・日常（生活）史研究の進展がもたらしたものである。1970年代後半の経済成長の停滞とともに顕在化したさまざまな問題が、ヨーロッパの「近代」に対する反省として問い直される時代状況のもとで、地域や、女性、家族、日常生活、広い意味での文化に注目する動きが出てきた。⁽⁴³⁾ 民衆の目線を追い、その行動様式に注目する研究は、政治・社会体制の違いをこえた「近代社会」の性格を、そこで生活する人びとの生活態度を通して浮き彫りにしたのである。こうした展望は、イデオロギーや政策決定過程のみを重視した従来の研究からは生じ得なかったものである。

「下からの社会史」研究の進展は、第三帝国のユダヤ人政策に関していえば以下のような成果をもたらした。すなわち、従来の研究においてもその事実は知られていたものの、相互関連が必ずしも明瞭にされないまま個別に考察・記述されてきた事象、たとえば安楽死政策、社会経済政策、福祉政策、労働政策、統計行政、都市住宅行政、占領地行政などに新たな意味づけが行なわれ、それらが第三帝国の「近代的」性格との関連で総合的に分析され、その相互関連の意味が問われるようになったということである。一見合理的、進歩的にみえるものの中にひそむ野蛮性が注目され、

「近代」や「近代性」がナチズムと現代をつなぐ共通の指標として認識されるようになった。⁽⁴⁴⁾ こうして第三帝国のユダヤ人迫害は、「野蛮」な「前近代」から「合理的で洗練された」「近代」の日常生活の中に入り込んできたのである。

第三帝国のユダヤ人政策の年代記を想定するとき、絶滅政策が開始される前の戦前期を「ふつう」の状況とみなすのは、いわば常識的な理解であろう。だが「下からの社会史」研究の進展によって第三帝国の「日常（＝ふつう）」と「非日常」とのあいだの境界が意外に定かでないことが判明してきた現在、解明されなければならないのは、むしろこの「ふつうの状況」をつくり出し維持した社会経済的基盤や人びとの意識構造、およびその犯罪性なのである。この意味で、「犠牲者たちはまず、行政の見地からだけではなく社会的にも、多数派社会から排除された状態に置かれる必要があった。そうしてはじめて最終的に犠牲者たちの絶滅ということが起こり得たのである」という社会心理学者ヴェルツァーの指摘⁽⁴⁵⁾はきわめて重要である。

「まだ比較的文明の灯りの見えていたふつうの状況」（ゲンシエル）⁽⁴⁶⁾に、いまあらためて注目する意義はここにある。第三帝国における経済の脱ユダヤ化の分析は、これを可能にした客観的諸条件、その社会経済的背景の解明を通して、爛熟期の第三帝国の社会史研究へつながっていく。そうすれば冒頭のSOPADEの報告者のように、純粹に合理的な原因の探求を断念して反ユダヤ行動のその時どきの効果を書き記すという消極性に後退するのではなく、逆に具体的な反ユダヤ行動の現われ方の分析を通して、第三帝国の社会の実態に迫ることができるだろう。ユダヤ営業経営の定義問題をはじめ、ナチ社会経済体制を根底から揺るがしかねない多くの難題が未解決のまま断行された経済の脱ユダヤ化は、ユダヤ人政策という視角から矛盾に満ちたナチ体制の深部を照らし出す格好の分析素材となっており、第三帝国の社会史との関連において、その研究の一層の深化が望まれるのである。

註

- (1) ゴッティンゲンは1933年5月初頭にザールラントで結成され、同月末にプラハに本部を移した。第二次大戦の勃発後はパリ、さらにロンドンへ移動した。1934年4月から1940年4月まで、ほぼ毎月作成された機関誌『ドイツ報告*Deutschland-Berichte der SOPADE*』は、事実報告部Aと、一定のテーマについて論じた論述部Bからなる。
- (2) *Deutschland-Berichte der SOPADE*, 5 Jahrgang, 1938, Nr. 7, A66-67. (1938年第7号/入稿締切8月24日) 5 Jahrgang, 1938は発刊5年目の1938年、Nr. 7は7月号を示す。『ドイツ報告』は毎号、各地からの個別報告部Aと一定の主題についての論評部Bから構成されている。66-67は頁数。
- (3) 農林業その他の第一次産業および自由業を含まない営業(商工業) *Gewerbe*の経営体*Betrieb*をいう。
- (4) Dreßen, Wolfgang, *Betrifft: "Aktion 3." Deutsche verwerten jüdische Nachbarn. Dokumente zur Arisierung* (Berlin, 1998), p. 7, 15.
- (5) Barkei, Avraham, "Schicksalsjahr 1938". *Kontinuität und Verschärfung der wirtschaftlichen Ausplünderung der deutschen Juden*. in: Büttner, U.(ed.) *Das Unrechtsregime II* (Hamburg, 1986), p. 46.
- (6) Bruns-Wüstefeld, Alex, *Lohnende Geschäfte. Die "Entjudung" der Wirtschaft am Beispiel Göttingens* (Hannover, 1997), pp. 42-46, 121-125.
- (7) 別の統計によると当時ドイツ在住のユダヤ人の約7割は商業・流通業(うち商業が93%)に生活の基盤をおいていた。1895年の統計ではその割合は73.6%であり、1933年では67.4%という数字が得られる。他方ユダヤ人の農業従事者や労働者はほとんどいなかった。参照: Wagner, Hans, *Die Überführung jüdischer Betriebe in deutschen Besitz: Unter Berücksichtigung der Verhältnisse in Baden* (Diss. Heidelberg, 1941), pp. 7-9. Genschel, Helmut, *Die Verdrängung der Juden aus der Wirtschaft im Dritten Reich* (Göttingen, 1966), pp. 278-279.
- (8) 野村真理『西欧とユダヤのはざま—近代ドイツ・ユダヤ人問題—』(南窓社、1992年) 153頁。
- (9) Bruns-Wüstefeld, *op. cit.*, p. 46.
- (10) 1933年現在の町の人口、ユダヤ人人口、ユダヤ人の比率は、ゲティンゲンが約4万7100人、491人、約1%であるのに対して、マールブルクが約2万9300人、340人、約1.2%、ハイデルベルクが約8万4600人、1102人、約1.3%である。
- (11) Wippermann, Wolfgang, *Wie die Zigeuner. Antisemitismus und Antiziganismus im Vergleich* (Berlin, 1997), p. 155
- (12) Bruns-Wüstefeld, *op. cit.*, p. 43.
- (13) 野村、前掲書149, 151頁から作成。
- (14) Bruns-Wüstefeld, *op. cit.*, p. 45.
- (15) *Ibid.*, pp. 112, 123.
- (16) Bajohr, Frank, "Arisierung" in *Hamburg. Die Verdrängung der jüdischen Unternehmer 1933-1945* (Hamburg, 1997), pp. 9-10
- (17) Markmann, Werner/Enterlein, Paul, *Die Entjudung der deutschen Wirtschaft. Arisierungsverordnungen vom 26. April und 12. November 1938* (Berlin, 1938), p. 5.
- (18) Wojak, Irmtrud, Hayes, Peter, Einleitung. in: Fritz Bauer Institut (ed.), (2000), "Arisierung" im Nationalsozialismus. *Volksgemeinschaft, Raub und Gedächtnis* (Frankfurt/M., 2000), p. 8.
- (19) Verordnung über die Anmeldung des Vermögens von Juden vom 26. April 1938. *Reichsgesetzblatt I*, p. 414.
- (20) Bajohr, Frank, "Arisierung" als gesellschaftlicher Prozeß. Verhalten, Strategien und Handlungsspielräume jüdischer Eigentümer und "arisierter" Erwerber. in: Fritz Bauer Institut (ed.), *op. cit.*, p. 17.
- (21) 拙稿「クリスタルナハトとホロコースト—過去のイメージと歴史の研究—」『総合人間科学』2-1 (2002年3月)、26頁。
- (22) 下村由一「反ユダヤ主義とシオニズム」江口朴郎編『民族の世界史15—現代世界と民族』(山川出版社、1987年) 所収、146頁。
- (23) Volkov, Shulamit, *Kontinuität und Diskontinuität im Deutschen Antisemitismus 1978-1945*, in: *Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte (VjZG)*, 33 Jg. 1985, p. 224. 243.
- (24) *Ibid.*, p. 224.
- (25) Hilberg, Raul, *The Destruction of the European Jews*. rev. and definitive ed. Vol. 1 (London, 1985) pp. 53-55. 望田、原田、井上訳『ヨーロッパ・ユダヤ人の絶滅(上)』(柏書房、1997年) 42-43頁。Karl A. Schleunes, *The Twisted Road to Auschwitz. Nazi Policy toward German Jews 1933-1939* (Urbana, 1970).
- (26) Jäckel, E., Rohwer, J. (ed.), *Der Mord an den Juden im Zweiten Weltkrieg* (Stuttgart, 1985).
- (27) Graml, Hermann, Zur Genesis der Endlösung, in: Büttner, Ursula (ed.), *Das Unrechtsregime. Internationale Forschung über den Nationalsozialismus*. Bd. 2 (Hamburg, 1986) pp. 3, 7.
- (28) Dawidowitz, Lucy, *The War Against the Jews 1933-1945* (New York, 1975) p. 202, 221. 大谷堅志郎訳『ユダヤ人はなぜ殺されたか』(サイマル出版会、1978年) 221, 239頁。
- (29) Hilberg, *op. cit.*, Vol. 1. p. 9. Marrus, Michael, *The History of the Holocaust: A Survey of Recent Literature*, in: *Journal of Modern History*, 59, March, 1987, p. 129.
- (30) Höhne, Heinz, *Der Orden unter dem Totenkopf. Die Geschichte der SS* (München, 1981) 森亮一訳『髑髏の結社 SSの歴史』(フジ出版社、1984年)
- (31) Mommsen, Hans, Die Realisierung des Utopischen: Die 'Endlösung der Judenfrage' im 'Dritten Reich', in: *Geschichte und Gesellschaft* 9 (1983), pp. 381-420.
- (32) ニュアンスの違いはあるが以下の研究もこれに属す

- る。Schleuness, *op. cit.*, Adam, Uwe, *Judenpolitik im Dritten Reich* (Düsseldorf, 1979), Broszat, Martin, *Hitler und die Genesis der Endlösung*. Aus Anlaß der Thesen von David Irving, in: *VjZG* 25 (1977), pp. 737-775.
- (33) Hilberg, *op. cit.*, Vol.1. p. 53.
- (34) Kulka, Otto D., Die deutsche Geschichtsschreibung über den Nationalsozialismus und die Endlösung, in: *Historische Zeitschrift* 240 (1985), p. 629.
- (35) Friedländer, Saul, Von Antisemitismus zur Judenverfolgung: Eine historische Studie zur nationalsozialistischen Judenpolitik und Versuch einer Interpretation, in: Jäckel, Rohwer (ed.), *op. cit.*の後でなされたコメント。
- (36) Kulka, Die deutsche Geschichtsschreibung, *op. cit.*, p. 630.
- (37) 栗原優「ヒトラーとユダヤ人絶滅政策」『文化学年報(神戸大学)』第8号(1989年3月)236頁。
- (38) Schleuness, *The Twisted Road to Auschwitz*.
- (39) 拙稿「四カ年計画下の第三帝国のユダヤ人政策—『偽装アリア化』と『六月行動』—」『千葉史学』19(1991年12月)82頁。
- (40) 換言すれば、ヒトラーも含めた第三帝国の種々の政策担当者・機関のユダヤ人政策を逐一調べ上げて「第三帝国のユダヤ人政策」の理解には繋がらないということである。
- (41) Aly, Götz, Heim, Susanne (et. al.), *Sozialpolitik und Judenvernichtung. Gibt es eine Ökonomie der Endlösung?* (Berlin, 1983)
- (42) Aly, Götz, Die vielfachen Tatbeiträge zum Mord an den europäischen Juden. Diesseits von Hitler und der SS: Zum sechzigsten Mal jährt sich am 20. Januar der Tag, an dem die Wansee-Konferenz stattfand. in: *Frankfurter Allgemeine Zeitung* vom 15. Januar 2002.
- (43) D・ポイカート／木村靖二・山本秀行訳『ナチス・ドイツ—ある近代の社会史—』(三元社、1991年)山本秀行による「訳者解説」432-433頁。
- (44) 川越修、矢野久編『ナチズムのなかの20世紀』(柏書房、2002年)、川越修『社会国家の生成—20世紀社会とナチズム—』(岩波書店、2004年)
- (45) Welzer, Harald, Vorhanden/Nichtvorhanden. Über die Latenz der Dinge. in: Fritz Bauer Institut (ed.), *op. cit.*, pp. 294-295.
- (46) Genschel, Die *Verdrängung*, *op. cit.*, p. 3.彼はこれを「戦争という例外状況」と明確に区別している。

【附記】本稿は平成16-17年度日本学術振興会科学研究費補助金(基盤研究(C)(2))(課題番号16520457)による研究成果の一部である。